

新規介護事業所 新規指定後の流れについて

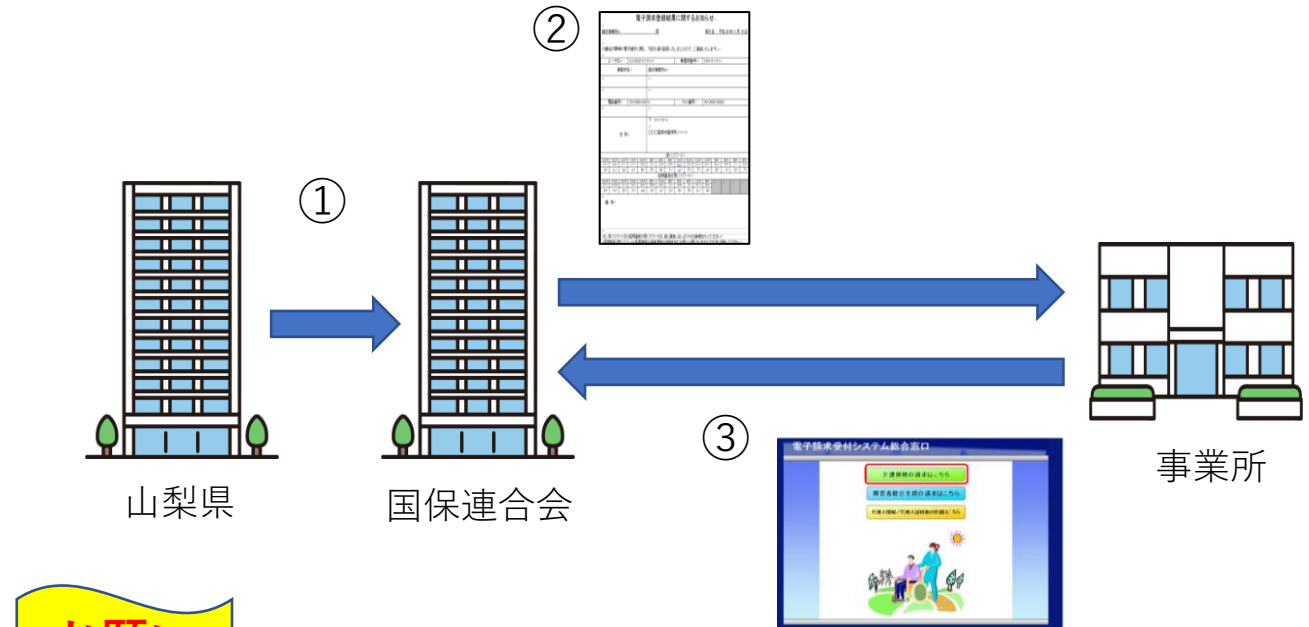
- ①新規の指定を受けた事業所の情報が、山梨県から国保連合会に届く（概ね10日頃）
- ②国保連合会にて登録後、事業所へ関係書類を簡易書留にて送付（11日以降）
- ③ID及びパスワードを用いて電子請求受付システムにログイン
- ④電子請求受付システムにて届出申請を行う ※必要添付書類あり
- ⑤電子請求受付システムにて電子証明書を発行申請する
- ⑥国保連合会にて承認後、電子証明書をインストールする
- ⑦請求業務スタート！ 注）承認までに数日かかります

初月の請求については、10日以降に国保連合会からID及びパスワードが送付されるため、CDで提出いただくか、電子請求の登録が終わり次第月遅れでの請求となります。

～問合せ先～

山梨県国民健康保険団体連合会
介護・保険者支援課
介護・障害福祉係

TEL：055-223-2119
FAX：055-223-2078



お願い

国保連合会からの書類は、簡易書留にて送付しております。今後の処理を速やかに行うためにも、保管期間中にお受け取りいただきますよう、お願いいたします。

電子媒体(CD)の提出について

国保連合会のHPからCDを使用した請求方法について確認いただけます。

①国保連合会のHP（やまなしの国保）から「介護事業者の皆様へ」を選択



②「介護給付費等の請求について」を選択



③「介護電子媒体化ソフトについて」を選択いただくと操作マニュアル等を確認いただけます